

四半期報告書

(第101期第1四半期)

自 平成23年4月1日

至 平成23年6月30日

ダイワボウホールディングス株式会社

(E00529)

目 次

	頁
表 紙	
第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	1
第2 事業の状況	2
1 事業等のリスク	2
2 経営上の重要な契約等	2
3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	2
第3 提出会社の状況	6
1 株式等の状況	6
(1) 株式の総数等	6
(2) 新株予約権等の状況	6
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	6
(4) ライツプランの内容	6
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	6
(6) 大株主の状況	6
(7) 議決権の状況	7
2 役員の状況	7
第4 経理の状況	8
1 四半期連結財務諸表	9
(1) 四半期連結貸借対照表	9
(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書	11
四半期連結損益計算書	11
四半期連結包括利益計算書	12
2 その他	16
第二部 提出会社の保証会社等の情報	17

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年8月12日
【四半期会計期間】	第101期第1四半期（自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日）
【会社名】	ダイワボウホールディングス株式会社
【英訳名】	Daiwabo Holdings Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 阪口 政明
【本店の所在の場所】	大阪府中央区久太郎町三丁目6番8号 御堂筋ダイワビル
【電話番号】	06（6281）2404
【事務連絡者氏名】	財務IR室長 梅澤 覚
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋人形町二丁目26番5号 日通人形町ビル ダイワボウホールディングス株式会社 東京事務所
【電話番号】	03（4332）8220
【事務連絡者氏名】	東京事務所長 山口 隆生
【縦覧に供する場所】	ダイワボウホールディングス株式会社 東京事務所 （東京都中央区日本橋人形町二丁目26番5号 日通人形町ビル） 株式会社 東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社 大阪証券取引所 （大阪府中央区北浜一丁目8番16号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第100期 第1四半期 連結累計期間	第101期 第1四半期 連結累計期間	第100期
会計期間	自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日	自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日	自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日
売上高（百万円）	98,833	108,674	452,495
経常利益（百万円）	424	1,646	5,435
四半期（当期）純利益又は四半期純損失 （△）（百万円）	△1,103	1,247	1,403
四半期包括利益又は包括利益（百万円）	△65	1,203	2,435
純資産額（百万円）	35,935	40,292	39,643
総資産額（百万円）	178,038	206,344	212,514
1株当たり四半期（当期）純利益金額又は 1株当たり四半期純損失金額（△）（円）	△6.03	6.83	7.67
潜在株式調整後1株当たり四半期（当期） 純利益金額（円）	—	—	—
自己資本比率（％）	19.9	18.6	17.8

（注）1. 売上高には、消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）は含まれていない。

2. 潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益金額については、第100期第1四半期連結累計期間については、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため、第101期第1四半期連結累計期間及び第100期については、潜在株式が存在しないため記載していない。

3. 第100期第1四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」（企業会計基準第25号 平成22年6月30日）を適用し、遡及処理している。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はない。また、主要な関係会社における異動もない。

なお、当第1四半期連結累計期間において、新たにP.T.Daiwabo Garment Indonesia（衣料品・生活資材事業）を設立した。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはない。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はない。

2【経営上の重要な契約等】

当社及び株式会社オーエム製作所（以下「オーエム製作所」という。）は、平成23年5月24日開催のそれぞれの取締役会において平成23年7月1日をもって当社を完全親会社、オーエム製作所を完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行うことを決議し、同日付で株式交換契約を締結した。

本株式交換契約に基づき、平成23年7月1日に株式交換を実施し、オーエム製作所を完全子会社とした。それに伴い、オーエム製作所は平成23年6月28日に上場廃止（最終売買日は平成23年6月27日）となった。

詳細は、「第4 経理の状況」の「1 四半期連結財務諸表 注記事項（重要な後発事象）」に記載している。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものである。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間のわが国経済は、東日本大震災の影響による厳しい状況のなか、期の後半からはサプライチェーンの復旧により生産や輸出が回復し、景気は持ち直しの兆しも見られたが、電力供給不安や海外経済の減速などによる下振れリスクも懸念され、依然として先行き不透明な状況である。

このような状況のなか、当社グループは中期経営計画「ニューステージ2 1」第三次計画の最終年度に入り、工作・自動機械事業を新たに加え、グループの事業ポートフォリオのさらなる拡充、経営体制の一層の安定化、グローバル化に対応するグループ戦略の構築に努めた。

これらの結果、当第1四半期連結累計期間の連結売上高は108,674百万円（前年同期比10.0%増）、営業利益は1,663百万円（前年同期比209.5%増）、経常利益は1,646百万円（前年同期比288.0%増）、四半期純利益は1,247百万円（前年同期は1,103百万円の四半期純損失）となった。

セグメントの業績は次のとおりである。（各セグメントにはセグメント間の内部売上高を含んでいる。）

	売上高 (百万円)	セグメント利益 又は損失(△) (百万円)
I Tインフラ流通事業	90,014	1,151
化合繊・機能資材事業	9,466	338
衣料品・生活資材事業	5,197	8
工作・自動機械事業	2,773	217
報告セグメント計	107,451	1,716
その他	1,507	△57
合計	108,958	1,658

I Tインフラ流通事業

I Tインフラ流通事業では、法人向け市場において、東日本大震災後の復興需要の高まりなどにより受注が拡大した。一方、個人向け市場においては消費マインドが改善するなかW e b販売事業者向けの電子商取引における売上は前年同期を上回った。また、家電量販店向けの電力不足に対応した節電関連商品や地上デジタル放送移行に伴う液晶テレビの販売が好調に推移した。

以上の結果、当事業の売上高は90,014百万円（前年同四半期比6.6%増）となり、セグメント利益は1,151百万円（前年同四半期比705.0%増）となった。

化合繊・機能資材事業

化合繊・機能資材事業では、レーヨン部門においては、原燃料価格上昇の影響を受け減益となり、樹脂加工部門では建設土木シートや看板用シートなどの機能素材の販売が振るわなかったが、合繊部門では除菌関連やコスメ関連を中心とした不織布製品の販売が拡大し、機能製品部門でも合繊帆布や工業繊維の受注は順調に推移した。

以上の結果、当事業の売上高は9,466百万円（前年同四半期比11.0%増）となり、セグメント利益は338百万円（前年同四半期比29.6%減）となった。

衣料品・生活資材事業

衣料品・生活資材事業では、カジュアル製品において、製造小売業との取り組みや主力ブランドの展開が好調に推移し、コート・シャツ・寝装分野でも衣料用テキスタイルとシャツ製品の販売が増加した。インナー製品ではクールビズ対応商品の受注が増加したものの利益面で苦戦を強いられた。

以上の結果、当事業の売上高は5,197百万円（前年同四半期比11.1%増）となり、セグメント利益は8百万円（前年同四半期はセグメント損失56百万円）となった。

工作・自動機械事業

工作・自動機械事業では、工作機械部門においては、主力の立旋盤を航空機・重電・建設機械業界向けに、また車輛旋盤を鉄道業界向けにそれぞれ拡販する一方、海外からの部材調達によるコストダウンに努めた。自動機械部門では設備投資意欲の強い薬品業界向けをはじめ、食品・製菓・日用品業界向けに省スペースカートナーの販売に注力した。

以上の結果、当事業の売上高は2,773百万円となり、セグメント利益は217百万円となった。

なお、セグメント情報に記載のとおり、前連結会計年度末から、株式会社オーエム製作所及び同社子会社を連結の範囲に含めたため、工作・自動機械事業の前年同四半期比較について、記載を省略している。

その他

報告セグメントに含まれない事業セグメントについて、ゴム部門においては、工業用スポンジ分野は堅調に推移したがスポーツ用品分野の販売が振るわず、化成品部門においては電子機器組立の受注が低迷した。

以上の結果、当事業の売上高は1,507百万円（前年同四半期比0.2%減）となり、セグメント損失は57百万円（前年同四半期はセグメント損失36百万円）となった。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はない。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりである。

当社は、平成21年5月13日開催の取締役会において、以下のI.に記載のとおり当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を決定し、さらに下記内容の当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」という。）の内容について決定した。本プランは、平成21年6月26日開催の定時株主総会に出席した株主の過半数による承認により導入された。

本プランは、当社取締役会の決議により導入したものであるが、株主総会の決議や株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の決議で廃止することができるなど、株主の総体的意思によってこれを廃止できる手段が設けられており、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める買収防衛策の3原則（「企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則」「事前開示・株主意思の原則」「必要性・相当性確保の原則」）を充足している。さらに、株主の意思をより反映させるという観点から、平成21年6月26日開催の当社定時株主総会において、議案として諮り、本プランの導入について承認を得ている。

なお、社外監査役2名を含む当社監査役4名全員が、本プランは当社株式等の大規模買付行為に関する対応策として相当と判断される旨の意見を表明している。

I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保、向上していくことを可能とする者であるべきと考えている。

当社は、金融商品取引所に株式を上場していることから、市場における当社株式の取引については株主の自由な意思によって行われるべきであり、たとえ当社株式の大規模買付行為がなされる場合であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これをすべて否定するものではない。また、経営の支配権の移転を伴う株式の大規模買付提案に応じるかどうかは、最終的には株主の判断に委ねられるべきだと考えている。

しかしながら、最近の資本市場における株式の大規模買付提案の中には、その目的等から見て、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができないことが予測されるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとはいえないもの、あるいは株主が最終的に判断されるために必要な時間や情報が十分に提供されずに、大規模買付行為が行われる可能性も否定できない。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主から負託された者の責務として、株主のために必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉、場合によっては必要かつ相当な対抗措置を取る必要があると考えている。

II. 基本方針の実現に資する取組み

当社は、上記方針の実現、つまり企業価値向上及び株主共同の利益のために、次の取組みを実施している。

(1) 経営体制の改革

当社は、昭和16年に紡績会社の4社合併により大和紡績株式会社として設立されたが、純粋持株会社への移行、ITインフラ流通事業の再編、ダイワボウホールディングス株式会社への商号変更、繊維事業を統括する中間持株会社の設立と、継続して事業構造の改革を実行してきた。

これに加え、当社は一連のグループ経営体制の改革の総仕上げとして、このたび工作機械及び自動機械の製造販売を行う株式会社オーエム製作所を公開買付けによって連結子会社化し、さらに株式交換により完全子会社とする。これらにより、IT関連の「情報インフラ」及び繊維関連の「生活インフラ」に「産業インフラ」を加えることで、それらを総合した「社会インフラ」の領域で顧客満足を追求し、地球環境との共生と持続可能な社会の創造への貢献を目指す。

(2) 中期経営3ヵ年計画

当社は平成21年4月1日から中期経営計画「ニューステージ21」第三次計画に取り組んでいる。本計画では、「ハードとソフトの融合により、21世紀の新たな生活文化の提案と人に優しい地球環境への貢献を使命とするパイオニア集団を目指す」というグループ経営理念のもと、各社のシナジー効果を追求し最終年度の平成24年3月に向けて、グループとしての連結企業価値の向上と社会的責任を果たしていく。

III. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成21年6月26日開催の定時株主総会において株主の承認を得て、本プランを導入した。

当社取締役会は、当社株式等の大規模買付行為が行われようとする場合に、株主に、当該買付けが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであるか否かを適切に判断するために情報提供や検討期間の確保がなされることが不可欠であると考えている。

そのため、本プランは、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主及び投資家が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保することを目的としたものである。

本プランの内容は、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものである。

なお、本プランの詳細については、当社ホームページ (<http://www.daiwabo-holdings.com/>) に掲載されている平成21年5月13日付プレスリリース「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の導入について」に記載のとおりである。

IV. 前記取組みが、基本方針に従い、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものでないこと及びその理由

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足している。

さらに、本プランは以下の理由により、基本方針に従うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、また役員の地位の維持を目的としているものではない。

① 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則

本プランは、上記Ⅲに記載のとおり、当社株式等に対する大規模買付け等がなされた際に、当該大規模買付け等に応じるべきか否かを株主が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものである。

② 事前開示・株主意思の原則

本プランは、平成21年6月26日開催の定時株主総会において株主の承認を得たうえで導入されたものである。また、その後の当社株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更又は廃止されることになる。従って、本プランの導入及び廃止には、株主の意思が十分反映される仕組みとなっている。

③ 必要性・相当性確保の原則

ア. 独立委員会による判断の重視と情報開示

本プランは、大規模買付け等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として独立委員会を設置している。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社社外取締役、当社社外監査役又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者又はこれらに準じる者）から選任される委員3名以上により構成される。

また、当社は、その判断の概要については株主及び投資家に情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保している。

イ. 合理的かつ客観的な発動要件の設定

本プランは、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保している。

ウ. デッドハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができる。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではない。

また、当社は、本プラン導入を機に、取締役の任期を1年へ短縮したので、取締役選任議案に関する議決権行使を通じ、本方針の継続、本方針に基づき取締役会決議により発動された対抗措置に対し、株主の意思が反映できることになるため、本方針はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもない。

(3) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、182百万円である。

なお、前連結会計年度末日をみなし取得日として、株式会社オーエム製作所を連結子会社としたことに伴い、同社及び同社子会社が営む工作・自動機械事業に関する当第1四半期連結累計期間の研究開発活動の状況を以下に記載する。

工作・自動機械事業において、ユーザーニーズに直結したジャストフィットの製品とサービスの提供を基本理念として、急激な技術革新と市場環境の変化に伴うユーザーニーズに即応した研究開発を実施している。

なお、工作・自動機械事業以外の事業に関しては、研究開発活動の状況に重要な変更はない。

(4) 生産、受注及び販売の実績

前連結会計年度末日をみなし取得日として、株式会社オーエム製作所を連結子会社としたことに伴い、同社及び同社子会社が営む工作・自動機械事業に関する当第1四半期連結累計期間の生産、受注及び販売の実績を以下に記載する。なお、金額には消費税等は含まれておらず、生産実績の金額は、製造原価による。

①生産実績 1,978百万円

②受注状況

受注高 1,989百万円

受注残高 6,000百万円

③販売実績 2,773百万円

また、工作・自動機械事業以外の事業に関しては、生産、受注及び販売の実績に重要な変更はない。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数 (株)
普通株式	400,000,000
計	400,000,000

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数 (株) (平成23年6月30日)	提出日現在発行数 (株) (平成23年8月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	183,397,488	192,712,926	東京証券取引所 大阪証券取引所 各市場第一部	単元株式数 1,000株
計	183,397,488	192,712,926	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項なし。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項なし。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項なし。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (千株)	発行済株式総 数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高 (百万円)
平成23年4月1日～ 平成23年6月30日	—	183,397	—	21,696	—	7,063

(注) 平成23年7月1日付をもって、当社を完全親会社とし、株式会社オーエム製作所を当社の完全子会社とする株式交換（交換比率 1 : 3.10）を実施した。それに伴い発行済株式総数残高は9,315千株増加の192,712千株となり、資本準備金残高は、1,527百万円増加の8,591百万円となった。

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はない。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成23年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしている。

①【発行済株式】

平成23年6月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	(自己保有株式) 普通株式 175,000	—	—
	(相互保有株式) 普通株式 500,000	—	
完全議決権株式（その他）	普通株式 181,843,000	181,843	—
単元未満株式	普通株式 879,488	—	—
発行済株式総数	183,397,488	—	—
総株主の議決権	—	181,843	—

(注) 1. 「完全議決権株式（その他）」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が24,000株（議決権24個）含まれている。

2. 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式703株、株式会社オーエム製作所所有の相互保有株式700株及び証券保管振替機構名義の株式400株が含まれている。

②【自己株式等】

平成23年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
(自己保有株式) ダイワボウホールディングス(株)	大阪市中央区久太郎町三丁目6番8号	175,000	—	175,000	0.10
(相互保有株式) (株)オーエム製作所	大阪市淀川区宮原三丁目5番24号	500,000	—	500,000	0.27
計	—	675,000	—	675,000	0.37

(注) 当第1四半期会計期間末日現在の自己名義所有株式数は、当社所有の自己株式176,000株、その発行済株式総数に対する所有割合は0.10%、株式会社オーエム製作所所有の相互保有株式500,000株、その発行済株式総数に対する所有割合は0.27%である。

2【役員の状況】

該当事項なし。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。）に基づいて作成している。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けている。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	15,262	16,072
受取手形及び売掛金	89,672	82,209
商品及び製品	22,468	26,713
仕掛品	2,471	2,809
原材料及び貯蔵品	1,784	2,026
その他	12,727	9,064
貸倒引当金	△458	△414
流動資産合計	143,928	138,481
固定資産		
有形固定資産		
土地	26,150	26,174
その他(純額)	19,037	19,020
有形固定資産合計	45,187	45,195
無形固定資産		
のれん	11,453	11,101
その他	1,076	1,042
無形固定資産合計	12,529	12,144
投資その他の資産		
その他	11,598	11,229
貸倒引当金	△729	△707
投資その他の資産合計	10,869	10,522
固定資産合計	68,586	67,862
資産合計	212,514	206,344

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	87,842	82,029
短期借入金	30,427	29,961
1年内償還予定の社債	500	500
未払法人税等	1,005	291
賞与引当金	2,364	1,209
その他の引当金	155	93
その他	7,605	8,194
流動負債合計	129,901	122,279
固定負債		
長期借入金	28,889	29,486
退職給付引当金	5,157	5,288
その他の引当金	35	37
その他	8,887	8,960
固定負債合計	42,969	43,772
負債合計	172,871	166,052
純資産の部		
株主資本		
資本金	21,696	21,696
資本剰余金	6,366	6,366
利益剰余金	12,953	13,651
自己株式	△118	△118
株主資本合計	40,897	41,595
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	△324	△483
繰延ヘッジ損益	△10	△16
為替換算調整勘定	△2,696	△2,620
その他の包括利益累計額合計	△3,030	△3,120
少数株主持分	1,776	1,817
純資産合計	39,643	40,292
負債純資産合計	212,514	206,344

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
売上高	98,833	108,674
売上原価	89,302	97,438
売上総利益	9,530	11,235
販売費及び一般管理費	8,993	9,572
営業利益	537	1,663
営業外収益		
受取利息	17	10
受取配当金	71	80
株式割当益	59	—
貸倒引当金戻入額	—	56
持分法による投資利益	—	50
その他	100	100
営業外収益合計	248	298
営業外費用		
支払利息	223	222
持分法による投資損失	3	—
その他	133	92
営業外費用合計	361	315
経常利益	424	1,646
特別利益		
受取保険金	—	506
貸倒引当金戻入額	14	—
その他	3	—
特別利益合計	17	506
特別損失		
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	67	—
投資有価証券評価損	1,624	2
災害による損失	—	6
減損損失	5	4
その他	8	2
特別損失合計	1,705	15
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)	△1,264	2,136
法人税、住民税及び事業税	63	361
法人税等調整額	△221	491
法人税等合計	△158	853
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益調整前四半期純損失(△)	△1,105	1,283
少数株主利益又は少数株主損失(△)	△2	35
四半期純利益又は四半期純損失(△)	△1,103	1,247

【四半期連結包括利益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益 調整前四半期純損失(△)	△1,105	1,283
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1,058	△161
繰延ヘッジ損益	△28	△6
為替換算調整勘定	5	73
持分法適用会社に対する持分相当額	5	13
その他の包括利益合計	1,040	△80
四半期包括利益	△65	1,203
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	△68	1,158
少数株主に係る四半期包括利益	3	44

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
(1) 連結の範囲の重要な変更 当第1四半期連結会計期間より、P.T.Daiwabo Garment Indonesiaを新たに設立したため、連結の範囲に含めている。
(2) 持分法適用の範囲の重要な変更 該当事項なし。

【追加情報】

当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用) 当第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用している。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
売掛金・受取手形債権流動化に伴う譲渡額は14,569百万円であり、このうち買戻義務の上限額は1,040百万円である。	売掛金・受取手形債権流動化に伴う譲渡額は3,907百万円であり、このうち買戻義務の上限額は256百万円である。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び前第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成していない。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりである。

前第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
減価償却費	減価償却費
592百万円	620百万円
のれんの償却額	のれんの償却額
263	351

(株主資本等関係)

I 前第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	549	3	平成22年3月31日	平成22年6月30日

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間末後となるもの
該当事項なし。

II 当第1四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	549	3	平成23年3月31日	平成23年6月30日

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間末後となるもの
該当事項なし。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 3
	ITイン フラ流通 事業	化繊・ 機能資材 事業	衣料品・ 生活資材 事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	84,401	8,417	4,625	97,445	1,387	98,833	—	98,833
セグメント間の 内部売上高又は 振替高	22	113	53	188	121	310	△310	—
計	84,423	8,530	4,679	97,634	1,509	99,143	△310	98,833
セグメント利益 又は損失(△)	143	481	△56	568	△36	531	6	537

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、電気機器の組立・製造・販売業、ゴム製品製造販売業、ホテル業、ゴルフ場業、不動産業、保険代理店業及びエンジニアリング業等を含んでいる。

2. セグメント利益又は損失(△)の調整額6百万円は、主にセグメント間取引消去である。

3. セグメント利益又は損失(△)は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っている。

Ⅱ 当第1四半期連結累計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

（単位：百万円）

	報告セグメント					その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 3
	ITイン フラ流通 事業	化合織・ 機能資材 事業	衣料品・ 生活資材 事業	工作・ 自動機械 事業	計				
売上高									
外部顧客への 売上高	89,982	9,399	5,140	2,773	107,295	1,378	108,674	—	108,674
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	32	66	57	—	155	129	284	△284	—
計	90,014	9,466	5,197	2,773	107,451	1,507	108,958	△284	108,674
セグメント利益 又は損失 (△)	1,151	338	8	217	1,716	△57	1,658	4	1,663

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、電気機器の組立・製造・販売業、ゴム製品製造販売業、ホテル業、ゴルフ場業、不動産業、保険代理店業及びエンジニアリング業等を含んでいる。

2. セグメント利益又は損失 (△) の調整額4百万円は、主にセグメント間取引消去である。

3. セグメント利益又は損失 (△) は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っている。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

前連結会計年度末から、株式会社オーエム製作所及び同社子会社を連結の範囲に含めたため、「工作・自動機械事業」を新たな報告セグメントとしている。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額 (△) 及び算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり 四半期純損失金額 (△)	△6円3銭	6円83銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額又は四半期純損失金額 (△) (百万円)	△1,103	1,247
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額又は四半期純 損失金額 (△) (百万円)	△1,103	1,247
普通株式の期中平均株式数 (千株)	183,087	182,768

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していない。

(重要な後発事象)

当第1四半期連結会計期間(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

株式交換による株式会社オーエム製作所の完全子会社化

当社及び株式会社オーエム製作所(以下「オーエム製作所」という。)は、平成23年5月24日開催のそれぞれの取締役会において平成23年7月1日をもって当社を完全親会社、オーエム製作所を完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」という。)を行うことを決議し、同日付で株式交換契約を締結した。

本株式交換契約に基づき、平成23年7月1日に株式交換を実施し、オーエム製作所を完全子会社とした。それに伴い、オーエム製作所は平成23年6月28日に上場廃止(最終売買日は平成23年6月27日)となった。

本株式交換の概要は、以下のとおりである。

① 株式交換の目的

両社の連携を強化することによって、グループとしてのシナジー効果をより一層高め、事業ポートフォリオの更なる拡充、経営体制の一層の安定化及びグローバル化に対応するグループ戦略の構築を更に進化させることを目的としている。

② 株式交換の内容

当社を完全親会社とし、オーエム製作所を完全子会社とする株式交換

③ 株式交換の日

平成23年7月1日

④ 株式交換の方法

株式交換日現在のオーエム製作所の株主名簿に記載又は記録された株主に対して、当社は普通株式9,315,438株を新たに発行し、割当交付した。

⑤ 株式交換比率

	当社	オーエム製作所
株式交換比率	1	3.10

⑥ 株式交換比率の算定根拠

株式交換比率の算定にあたって、当社は三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社及び野村証券株式会社を本株式交換のためのフィナンシャル・アドバイザーに任命したうえ、野村証券株式会社を、オーエム製作所はみずほ証券株式会社を、それぞれの第三者算定機関として選定した。

野村証券株式会社は、当社については市場株価平均法により、オーエム製作所については市場株価平均法、類似会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」という。)による分析を行い、これらを総合的に勘案して株式交換比率を算定した。

みずほ証券株式会社は、当社については、当社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価基準法(平成23年5月20日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における、基準日の終値、過去1週間、過去1ヶ月間、公開買付け結果公表日である平成23年3月23日から基準日までの期間及び過去3ヶ月間の各取引日の終値の平均値)により、オーエム製作所については、オーエム製作所が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価基準法(平成23年5月20日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における、基準日の終値、過去1週間、過去1ヶ月間、本公開買付け結果公表日である平成23年3月23日から基準日までの期間及び過去3ヶ月間の各取引日の終値の平均値)を、また、それに加えて、オーエム製作所には比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較法による株式価値の類推が可能であることから、類似会社比較法を、将来の事業活動の状況を算定に反映するためDCF法を採用して株式交換比率を算定した。

当社及びオーエム製作所は、上述の第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果を慎重に検討し、また、公開買付けの諸条件及び結果並びに当社株式の市場株価水準その他の諸要因を考慮した上で、オーエム製作所株式の評価については公開買付の買付価格と同一の価格を基準として検討・交渉・協議を重ねた結果、本株式交換における株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の利益を損ねるものではないとの判断に至ったため、同株式交換比率により本株式交換を行うことを合意し、両社の取締役会の決議に基づき、両社間で株式交換契約を締結した。

⑦ 株式交換完全親会社となる会社の概要

資本金：21,696百万円(平成23年6月30日現在)

事業内容：子会社への経営指導等(持株会社)

なお、子会社を通じて以下の事業を展開している。

繊維製品の製造・加工・販売、情報機器の販売、電気機器組立、レジャー及び不動産業等

2【その他】

該当事項なし。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年8月12日

ダイワボウホールディングス株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 坂井 俊介 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 守谷 義広 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているダイワボウホールディングス株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ダイワボウホールディングス株式会社及び連結子会社の平成23年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管している。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていない。